

豊明市補助金等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、各団体等に対して交付する補助金、協力金及び交付金(以下「補助金等」という。)を公正に審査検討し、適正化を図るため、豊明市補助金等検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問により補助金等を審査検討し、その成果を市長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱する委員5人以内で組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、補助金等の審査検討が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政経営部財政課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年1月1日から施行する。